

2007年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商 法 問題  
民事訴訟法 問題  
刑事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

○解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

## 【商 法 問 題】

設問 1 支配人に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。ただし、会社の支配人であることを前提とする。

- ア 支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- イ 株式会社の支配人は、取締役会設置会社では取締役会で、取締役会非設置会社では株主総会で選任される。
- ウ 支配人は、会社の許可を受けなければ、自ら営業を行うことはできない。
- エ 会社は発起人となることはできても支配人となることはできない。
- オ 会社の支配人について、会社の登記簿にその氏名・住所および支配人を置いた営業所が登記されなければならない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 2 代理商に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 代理商は独立の商人である。
- イ 代理商は、特定の商人のために、その平常の営業の部類に属する取引の代理または媒介をする者である。
- ウ 代理商は、複数の商人のために代理商となることができない。
- エ 代理商は、商人の許諾がなければ、その商人の営業と同種の事業を目的とする会社の取締役・執行役または業務を執行する社員となることはできない。
- オ 商人と代理商の間で締結される代理商契約は、委任契約の場合と準委任契約の場合とがある。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 3 株式会社の設立に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 発起設立は、発起人が株式会社の設立に際して発行する株式をすべて引き受ける設立形態である。
- イ 募集設立は、発起人以外の者が株式会社の設立に際して発行する株式をすべて引き受ける設立形態である。
- ウ 株式会社を設立するに際して発起人が作成する定款では、かならず商号とともに目的をも定めなければならない。
- エ 定款に記載のない財産引受契約については、成立後の会社がその契約上の権利・義務を当然に引き継ぐことにはならない。
- オ 発起設立では、創立総会を開催する必要はない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 4 株式に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 取得請求権付株式は、株主の権利として、会社に対して自らの株式を取得することのできる請求権が付与された株式である。
- イ 会社はその発行する株式の全てを取得請求権付株式とすることもできるが、種類株式の一つとしてこの株式を発行することもできる。
- ウ 取得条項付株式は、会社が株主の同意がなくても株式を取得することができることとされた株式であり、株式会社がその発行する株式の全部を取得条項付株式とすることは認められない。
- エ 全部取得条項付株式は、会社が発行する株式の全てについて、会社による株式の強制的取得を認めている株式である。
- オ 議決権制限株式は、株主総会決議事項の全部または一部について議決権が無い株式をいう。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : ウとオ

設問 5 譲渡制限株式に関する次の説明について、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 株式会社が発行する一部の株式について譲渡制限を付することは許されない。
- イ 譲渡制限株式を他人に譲渡しようとするれば、譲渡人が当該株式会社にその譲渡を承認するよう求めることになるが、その承認がなくても、当該株式の譲渡は当事者間においては有効である。
- ウ 譲渡制限株式を取得した者は、当該株式会社に対して当該株式の取得について承認を求めることができる。
- エ 譲渡制限株式について、譲渡を承認する機関は、取締役会設置会社では、取締役会である。定款でもってしても、承認する機関を株主総会とすることはできない。
- オ 譲渡制限株式について、会社自身が買い取ることは自己株式の取得となるため、禁止されている。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : アとオ

設問 6 株主の提案権に関連する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株主は、取締役に対し、会日の前一定の日までに一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この権利は、株主の議題提案権（議題追加権）といわれるものであり、取締役会設置会社では少数株主権である。
- イ 株主は、株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる。この権利は、株主の議案提案権（議案提出権）といわれるものであり、取締役会設置会社では少数株主権である。
- ウ 法令・定款に違反する議案は、提案できない。
- エ 株主提案権は、提案権を行使する株主が当該議題・議案につき議決権を行使できる事項に限られる。
- オ 株主は、取締役に対し、会日の一定の日の前までに株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求できる。この権利は、取締役会設置会社では少数株主権である。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 7 株式会社における取締役と会社との利益相反取引に関する会社法の規制について、次の説明のうち誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 取締役が単独で有する特許権を当該会社は無償で移転させるときは、取締役会の承認は必要でない。
- イ 利益相反取引は、取締役会設置会社では、取締役会の承認を必要とする。
- ウ 利益相反取引は、取締役会設置会社でなければ、株主総会での承認を必要とする。
- エ 取締役の銀行からの借入に対して当該会社が保証をするときは、取締役会の承認は必要でない。
- オ 取締役が会社から金銭の借入れをするときの取締役会の承認決議には、当該取締役はその決議に加わることはできない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 8 株式会社の役員任期に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 委員会設置会社以外の公開会社では、取締役の任期は2年(以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで。以下同じ)をこえることはできない。
- イ 委員会設置会社の取締役の任期は1年をこえることはできない。
- ウ 公開会社でない会社(委員会設置会社を除く)については、株主総会の特別決議で、取締役の任期を最長10年まで延長することができる。
- エ 監査役の任期は4年をこえることはできない。
- オ 会計参与の任期は4年をこえることはできない。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : ウとオ      Ⓔ : エとオ

設問 9 株式会社の機関設計について、誤ったものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 公開会社はすべて、取締役会と会計監査人を設置しなければならない。
- イ 委員会設置会社は、すべて会計監査人を設置しなければならない。
- ウ 株式譲渡制限会社（すべての種類の株式につき株式譲渡制限制度を採用している会社。以下同じ）である大会社は、監査役会の設置を義務づけられていない。
- エ 大会社以外の株式譲渡制限会社では、監査役の設置が義務づけられていない。
- オ 会計参与の設置は、公開大会社には義務づけられているが、その他の会社にあつては、任意とされている。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : アとオ      Ⓔ : エとオ

設問 10 合同会社に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 各社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、原則として業務執行権をもつ。
- イ 合同会社では、株式会社における株主総会といった機関の設置は必要でない。
- ウ 合同会社の社員の責任は無限責任であることから、出資の全額払込主義がとられている。
- エ 持分の譲渡には、原則として他の社員全員の一致が必要とされる。
- オ 社員が1人となっても解散する必要はない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

## 【民事訴訟法 問題】

設問1 訴え提起の方式について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 簡易裁判所では口頭による訴えの提起が認められている。
- イ 簡易裁判所では当事者双方の任意の出頭による訴えの提起が認められている。
- ウ 訴状に当事者を記載する際に、当事者が訴訟無能力者である場合にはその法定代理人を表示するだけでよい。
- エ 訴状に請求の趣旨を記載する際に、金銭の支払請求については一定金額の明示を必要とする。
- オ 起訴前の和解の申立ては、その手続が訴訟に移行する場合には、和解の申立ての時に訴えを提起したものとみなされる。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問2 訴訟費用について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 一部敗訴の場合であっても、裁判所は当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。
- イ 訴訟費用の負担の裁判に対しては独立して控訴することができない。
- ウ 訴訟救助の付与に際しては、訴訟費用だけでなく弁護士費用等の訴訟の準備や追行に必要な費用も考慮される。
- エ 訴訟救助の決定があれば、裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬の支払いは猶予される。
- オ 訴訟費用の負担額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審の裁判官が定める。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ



設問3 当事者の欠席について誤っているものはいくつあるか。

- ア 最初の口頭弁論期日に原告が欠席し、被告だけが出席した場合には、欠席した原告が提出した訴状に記載された事項は陳述したものとみなされる。
- イ 最初の口頭弁論期日に被告が欠席し、原告だけが出席した場合には、欠席した被告が提出した答弁書に記載された事項は陳述したものとみなされる。
- ウ 最初の弁論準備手続の期日に被告が欠席し、原告だけが出席した場合には、欠席した被告が提出した準備書面に記載された事項は陳述したものとみなされる。
- エ 口頭弁論の続行の期日に被告が欠席し、原告だけが出席した場合には、簡易裁判所での特例を除き、欠席した被告が提出した準備書面に記載された事項は陳述したものとみなされる。
- オ 当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合には、1カ月以内に期日指定の申立てをしないときは訴えは取り下げられたものとみなされる。

Ⓐ : 1つ    Ⓑ : 2つ    Ⓒ : 3つ    Ⓓ : 4つ    Ⓔ : 5つ

設問4 口頭弁論について誤っているものはいくつあるか。

- ア 口頭弁論は公開されるが訴訟記録は公開されず、当事者以外の者は原則として訴訟記録を閲覧できない。
- イ 訴訟要件が欠缺しており、その補正の見込みがない場合には、裁判所は口頭弁論を開くことなく却下判決ができる。
- ウ 決定で完結すべき事件については、口頭弁論を実施すべきか否かについては裁判所の裁量による。
- エ 弁論準備手続が実施された場合、当事者はその結果を口頭弁論において陳述しなければ弁論準備手続で提出した資料は訴訟資料とはならない。
- オ 口頭弁論が数回実施されたとしても、口頭弁論の終結までに実施されたその全体があたかも一期日にすべて行なわれた場合と同様に判決の基礎となる。

Ⓐ : 1つ    Ⓑ : 2つ    Ⓒ : 3つ    Ⓓ : 4つ    Ⓔ : 5つ

設問5 訴訟当事者について正しいものはいくつあるか。

- ア 通説によれば、当事者を確定する基準は、訴状の記載から合理的に解釈される者を当事者とする見解である。
- イ 法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあるものは、その名において訴えることができる。
- ウ 未成年者が単独で行なった訴訟行為は、その法定代理人がこれを取り消すことにより遡及的に無効となる。
- エ 訴訟能力を有するものは原則として弁論能力を有する。
- オ 訴えによって開始された訴訟手続の進行についての主導権は当事者に認められている。

Ⓐ : 1つ    Ⓑ : 2つ    Ⓒ : 3つ    Ⓓ : 4つ    Ⓔ : 5つ

設問6 自由心証主義の内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 民事訴訟では、刑事訴訟とは異なり若干の例外を除き、証拠能力に制限はないから、伝聞証言でも、訴訟開始後に作成された書面でも証拠にとってよい。
- イ 数人の大学教授の一致した鑑定意見に従わないで、医師の施術と病変との因果関係を認定することは認められる。
- ウ 当事者の一方の申し出による証拠調べの結果は、証拠申し出をしなかった相手方当事者に有利な事実の認定に用いてもよい。
- エ 裁判官がある事実を「証明された」として認定するためには、その事実についての心証が一定の程度に達することが必要であるが、この要求される心証の程度(証明度)は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信が得られれば足りる。
- オ 主要事実の存否について裁判官の心証の程度が証明度に達しない場合には、真偽不明として原告の請求を棄却すれば足りる。

Ⓐ : ア    Ⓑ : イ    Ⓒ : ウ    Ⓓ : エ    Ⓔ : オ

設問7 証拠調べの手續について、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 弁論主義をとっている以上、裁判所は、当事者が申し出た証拠は、原則として取り調べなければならない。
- イ 証人および当事者本人の尋問は、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- ウ 裁判所は、やむを得ない場合においては、当事者に異議があっても、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。
- エ 当事者尋問における当事者の供述も、自白の対象となり得る。
- オ 法人が当事者である場合の代表者の取調べは、当事者尋問ではなく、証人尋問の手續による。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問8 既判力の基準時前に発生していた形成権が基準時後に行使された場合について、最高裁の判例によれば既判力による遮断が認められないのは、次のうちどれか。正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 取消権
- イ 解除権
- ウ 白地手形補充権
- エ 相殺権
- オ 建物買取請求権

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : ウとオ

設問 9 補助参加人の独立性と従属性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 補助参加人は、被参加人ができる一切の訴訟行為ができる。
- イ 被参加人が期日に欠席すれば、補助参加人が出席していても、被参加人については欠席の効果が生じる。
- ウ 補助参加人は、当事者能力や訴訟能力がなければならず、期日の呼出しや訴訟書類の送達なども別個になされる。
- エ 補助参加人は、当事者適格がなくてもよく、証人能力があり、通説によれば死亡しても訴訟手続は中断しない。
- オ 被参加人が不利な事実を認めた場合には、補助参加人がその事実を争っても否認の効力は生じない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 10 上告について、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 職権調査事項を含め原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。
- イ 差戻しを受けた裁判所は、上告裁判所が破棄の理由とした事実上および法律上の判断に拘束される。
- ウ 上告裁判所は常に最高裁である。
- エ 上告受理の申立てには、原判決の確定を遮断する効力がない。
- オ 憲法違反と絶対的上告理由のほか、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反も最高裁への上告理由となる。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

## 【刑事訴訟法 問題】

設問 1 最高裁判例の見解を前提にして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 裁判官は、「逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、被疑者と弁護人との接見を一定期間禁止することができる。
- イ 捜査機関は、弁護人と接見すると被疑者が事件を否認する可能性がある場合には接見する日時、場所及び時間を指定することができる。
- ウ 勾留されている被疑者は「弁護人又は弁護人になろうとする者」以外と接見することはできない。
- エ 被疑者と弁護人との接見交通権は憲法で保障された権利に由来するものである。
- オ 捜査機関は、起訴された事件について弁護人が被告人と接見する日時、場所及び時間を指定することはできない。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : アとオ      Ⓔ : エとオ

設問 2 強制採尿に関して最高裁判例の見解と一致するものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 強制採尿は、採取した尿を鑑定して犯罪立証に用いるために行われるので、鑑定処分許可状によるべきである。
- イ 強制採尿は、人の身体に対する処分なので身体検査令状によるべきである。
- ウ 強制採尿は、体内に存在する尿を犯罪の証拠物として強制的に採取する行為なので捜索・差押令状によるべきである。
- エ 逮捕・勾留されている被疑者については、逮捕・勾留の効果として強制採尿をすることができる。
- オ 逮捕・勾留されていない被疑者から強制採尿する場合、強制採尿令状に基づいて被疑者を病院等の強制採尿に適した場所に連行することができる。

Ⓐ : アとエ      Ⓑ : イとオ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : ウとオ      Ⓔ : アとオ

**設問 3** 以下は、いわゆる犯行計画メモの証拠能力に関する下級審裁判所の判決文の一節である。文中の（ ）に1から7に掲げる語句の中から適切な語句を選んで挿入すれば、意味の通ずる文章となる。同じ記号には同じ語句が入った場合、挿入すべき適切な語句の組み合わせを1つ選びなさい。

「およそ供述とは心理的過程を経た特定の事項に関する言語的表現であり、それには表意者の（ア）の心理的過程を経た過去の体験的事実の場合と、右のような（ア）の過程を伴わない、（イ）のみが問題となるところの、表意者の表現時における（ウ）…〈略〉…の場合とがあって、本件の事前共謀に関するメモは、その時点における本件犯行に関する計画という形で有していた一定の意図を具体化した（ウ）と考えられる。そして、右の（ウ）については、その伝聞証拠としての正確性のテストとして、その性質上必ずしも（エ）の方法による必要はなく、その表現、叙述に（オ）が認められる限り、伝聞法則の適用例外として、その証拠能力を認めるのが相当である。」

- 1 「供述の非供述証拠的利用」、2 「知覚、記憶」、3 「表現、叙述」  
4 「真摯性」、5 「関連性テスト」、6 「反対尋問」、7 「精神状態に関する供述」

- Ⓐ : ア = 3、イ = 2、ウ = 1、エ = 5、オ = 4  
Ⓑ : ア = 2、イ = 3、ウ = 1、エ = 5、オ = 6  
Ⓒ : ア = 3、イ = 2、ウ = 7、エ = 5、オ = 4  
Ⓓ : ア = 2、イ = 3、ウ = 7、エ = 6、オ = 4  
Ⓔ : ア = 2、イ = 3、ウ = 7、エ = 5、オ = 6

**設問 4** 公判前整理手続に関する以下の説明のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 公判前整理手続は裁判員の参加する裁判所が取り扱う刑事事件についてのみ行われることになっている。  
イ 公判前整理手続は事件の審理を担当する裁判所が行うことになっている。  
ウ 公判前整理手続では、やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、公判前整理手続又は期日間整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。  
エ 公判前整理手続には、被告人も必ず出頭しなければならない。  
オ 公判前整理手続では、被告人・弁護人手持ち証拠の開示についても定められ、その不開示の措置に対して検察官は裁判所に対して証拠開示の命令を請求することができる。

- Ⓐ : アとイ    Ⓑ : アとウ    Ⓒ : アとエ    Ⓓ : アとオ    Ⓔ : イとオ

設問 5 次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 被告人が同意しない場合、検察官が作成した被害者の供述調書は一定の要件を満たせば証拠能力が認められるが、警察官が作成した被害者の供述調書については証拠能力が認められる余地はない。
- イ 強姦事件等においては、被告人が被害者の供述調書を不同意にした場合に、被害者保護を理由として、被害者が証言できる場合でもその供述調書に証拠能力を認めるものとする規定がある。
- ウ 親告罪の場合、被害者が共犯者の一部だけを告訴しても、告訴の効力は共犯者全員に及ぶ。
- エ 親告罪の場合、被害者は、検察官が被疑者を起訴した後でも一審判決が出るまでであれば、いつでも告訴を取り消すことができる。
- オ 親告罪の場合、捜査機関は、被害者の告訴がない段階では、任意処分であれ強制処分であれ捜査をすることはできない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 6 共犯者とされたAとBが同時に起訴され共同審理を受けていることを前提にした場合、最高裁判例の見解と一致するものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 検察官作成の被告人Bの供述調書だけで被告人Aを有罪とすることはできず、補強証拠が必要である。
- イ 検察官作成の被告人Bの供述調書を被告人Aの犯罪事実を立証するための証拠として用いるためには、被告人Aの同意がない場合、刑訴法321条1項2号の伝聞例外の要件を満たす必要がある。
- ウ 検察官作成の被告人Bの供述調書を被告人Aの犯罪事実を立証するための証拠として用いるためには、322条の任意性さえあればいい。
- エ 被告人Bが真意から同意すれば、黙秘権を放棄して共同被告人Aに関する証人として証言することができる。
- オ 審理を分離すれば、被告人Bが被告人Aに対する証人として証言することができる。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : アとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : イとオ      Ⓔ : アとオ



設問 7 被告人がある家に住居侵入して、その家で窃盗を犯した場合、訴因変更に関する学説の 1 つである訴因対象説の見解と明らかに矛盾するものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア 検察官が窃盗事件だけを起訴した場合、住居侵入事件も審判対象となる。
- イ 検察官が窃盗事件だけを起訴し、それに対する有罪判決が確定した場合、検察官は住居侵入事件を起訴することはできない。
- ウ 検察官が窃盗事件だけを起訴した場合、審理の過程で住居侵入事件の訴因を追加することができる。
- エ 検察官が窃盗事件だけを起訴した場合であっても、裁判所は、審理の結果住居侵入事件についても有罪の心証を得た場合、訴因変更を経なくても住居侵入事件についても有罪判決をすることができる。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : アとエ      Ⓒ : イとウ      Ⓓ : ウとエ      Ⓔ : イとエ

設問 8 検察官は、氏名不詳の被告人 X を詐欺罪（刑法 246 条 1 項）で起訴した。以下のうち、起訴状への記載が許されないものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア X の留置番号
- イ 訴因への詐欺の前科の記載
- ウ （公訴事実を同一にする）窃盗罪の訴因の予備的記載
- エ X が勾留中である旨の記載
- オ 詐欺の被害者 Y の供述調書（検面調書）の全文の引用

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : イとオ

設問 9 訴因変更に関して、最高裁判例の立場を前提とした場合、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 殺人未遂の訴因に対して、裁判所が、殺意が認められないとの心証を抱いた場合、傷害で有罪判決をするのには訴因変更は不要である。
- イ 傷害罪の訴因に対して、裁判所が、暴行の故意が認められないとの心証を抱いた場合、過失致傷罪で有罪判決をするのには訴因変更は不要である。
- ウ 強盗罪の訴因に対して、裁判所が、暴行の程度が被害者の反抗を抑圧する程度に達していないとの心証を抱いた場合、恐喝罪で有罪判決をするには訴因変更は不要である。
- エ 自動車の運転者の前方注視義務違反を過失とする業務上過失致死罪の訴因に対して、裁判所が、前方注視義務に違反した過失の態様は認められないが、ハンドル操作を誤った過失の態様が認められるとの心証を抱いた場合、業務上過失致死罪で有罪判決をするには訴因変更は不要である。
- オ 窃盗の共同正犯の訴因に対して、裁判所が幫助を自認する被告人について幫助犯との心証を抱いた場合、幫助犯で有罪判決をするには訴因変更が必要である。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : アとウ      Ⓒ : イとオ      Ⓓ : ウとエ      Ⓔ : エとオ

設問 10 逮捕・勾留に関して正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 勾留中の被疑者のためには保釈制度があるが、逮捕中の被疑者のためには保釈制度はない。
- イ 勾留に対しては法律上明文で準抗告が認められているが、逮捕に対しては準抗告を認める明文の規定は存在しない。
- ウ 被疑者を勾留するには、勾留に先立ってまず逮捕することが必要である。
- エ 被疑者勾留については最大1か月間の更新が可能である。
- オ 被疑者の勾留場所は警察署の留置場を原則とするものと明文規定で定められている。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : アとウ